

公共建築物の新たな耐震基準の設定に向けた提言

平成28年4月の熊本地震では、2度にわたる震度7クラスの地震等により、多くの建築物が倒壊等の被害にあうとともに、耐震改修済みの体育館なども被害を受け、避難所として使えない事例が多く見られた。このことは、現行の建築基準法で定める耐震基準が「大地震に際し人命に被害を及ぼすような崩壊はさせない」というものであり、被災後に継続して使用できることまでは要求していないことによるものと考えられる。

「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」の最終報告では、建築基準法の現行の耐震基準は「おおむね妥当」との判断となり、国土交通省による耐震基準の大幅な見直しの見送りが想定されるところであるが、公共建築物が被災後に継続して使用できるよう被害を軽減し機能維持させるためには、公共建築物の耐震安全性の目標に応じた耐力の割増しが必要である。

そこで、震災時に特に重要となる公共建築物の構造体や非構造部材等における耐震性能の向上を図るため、以下のとおり提言する。

- (1) 地方自治体が公共建築物の構造体や非構造部材等における耐震性能の向上を図る際の目安にするため、被災後の用途の重要性に応じた耐震安全性の目標や、目標に応じた耐力の割増し等の基準をガイドライン化すること。また、その策定にあたっては地方自治体の意見を聞く場を設けること。
- (2) 国民の安全・安心を確保することは国の責務であることから、上記(1)に基づき行う耐震性能の向上に伴う地方負担に対する必要な財政措置の充実を図ること。

平成28年12月20日

指定都市市長会